

第3期中期目標期間における評価スケジュール

(1) 国立大学法人法第31条の2第1項第2号に定める評価

平成32年

6月末まで 各法人が「第3期中期目標期間（平成28年度から平成31年度）の実績報告書」を提出

7月～12月頃 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受け、機構において教育研究の
状況の評価（4年目終了時評価）を実施

平成33年

1月～2月頃 機構が行う教育研究の状況の評価結果案に対する各法人からの意見申立て

2月頃 機構が行う教育研究の状況の評価結果の決定、国立大学法人評価委員会に提出

3月頃 国立大学法人評価委員会の評価結果案に対する各法人からの意見申立て

3月～4月 第3期中期目標期間（平成28年度から平成31年度）の業務実績に係る評価結果の
決定、各法人に通知・公表

(2) 国立大学法人法第31条の2第1項第3号に定める評価

平成34年

6月末まで 各法人が「第3期中期目標期間の実績報告書」を提出

7月～12月頃 国立大学法人評価委員会からの要請を受け、機構において教育研究の状況の
評価（6年目終了時評価）を実施

平成35年

1月～3月頃 機構が行う教育研究の状況の評価結果案に対する各法人からの意見申立て

機構が行う教育研究の状況の評価結果の決定、国立大学法人評価委員会に提出

国立大学法人評価委員会の評価結果案に対する各法人からの意見申立て

3月～5月頃 第3期中期目標期間の業務実績に係る評価結果の決定、各法人に通知・公表

※ 上記スケジュールについては、今後の検討状況に応じて、変更の可能性がある。